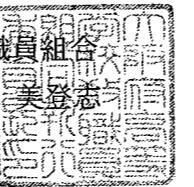


重 点 要 求 書

2017年7月12日

大阪府教育委員会
教育長 向井 正博 様

大阪府高等学校教職員組合文部省
執行委員長 近藤 美登志



大阪府立の高等学校並びに支援学校に勤務する教職員の勤務労働条件の改善について、以下の要求を行いますので、誠意ある回答をお願いします。

- (1) 評価結果を反映した勤勉手当の差別支給を行わないこと。当面、上位区分への支給原資としている条例支給月数分のうちの0.03月分を0.015月分に戻すこと。
- (2) 「生徒または保護者による授業アンケート」を活用した教員評価が導入され、昇給・勤勉手当への反映がなされている。現在の評価・育成システムが「生徒または保護者による授業アンケート」活用に関し、教員評価の昇給・勤勉手当の反映がどのように変化があったのかについて検証するなど、昇給・勤勉手当の反映について、高教組と協議を行うこと。
- (3) 校務支援システムや学校情報システム、生徒用タブレットなどのネットワーク管理、PCの管理に従事する教職員に対し、業務量について把握を行い、超勤解消に向けて少なくとも2時間の非常勤講師を措置するなど負担軽減策を講じること。
- (4) 教職員の多忙化解消に資することから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門職のより一層の拡充について高教組と協議を行うこと。
- (5) 16年度から導入されたストレスチェック制度の実施上の問題点を検証し、改善すること。
- (6) 教職員が心身の健康を保ち安心して働くことができるよう、ストレスチェックの集団分析の結果を活用し、総合的な労働安全衛生対策を実施し、快適な職場環境を実現すること。増大する時間外勤務や多忙化を減少させるため、有効な対応策を講じること。特に、全校一斉退庁日、およびノークラブデーの実効ある実施にむけて高教組と協議すること。
- (7) 臨時的任用職員について、一般職員との均衡を踏まえ、上位級への格付けや最高号給の制限の撤廃など、処遇の抜本的改善をはかること。相当の経験年数を有する臨時講師について、教育職給料表2級を適用すること。
- (8) 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを含め、セクシュアル・ハラスメントについての実態調査を行い、その結果を踏まえて、実効あるハラスメント対応や、苦情処理システムを確立するなど、教職員が安心して過ごすことのできる労働環境となるよう高教組と協議すること。

- (9) 非常勤職員の待遇などの労働条件問題は常勤職員と共に・密接に関連するものであることから、常勤職員の給与改定や民間の最低賃金との均衡にあわせて報酬単価を引き上げること。また、非常勤講師の報酬単価を経験年数等に応じて引き上げること。労働条件明示書を必ず任用時に明示することを校長・准校長に徹底すること。加えて、外国語（英語）指導員（NET）などについて、育児休業制度を導入すること。
- (10) 単独指導・単独引率ができる特別職の公務員身分を有する「部活動指導員」導入や、部活動に係る特殊業務手当の時間区分について見直すなど、府教委として教職員の多忙化解消に向けた支援策を講じること。
- (11) 定期健康診断の改善を行うこと。とりわけ、心電図検査を30歳以上に引き下げるここと。また受診の際に配慮が必要な教職員に対する配慮を行うこと。
- (12) アスベスト対策を適切に行うこと。

以上